

サッポロQMS認証取得に対する助成金交付要綱

平成27年8月26日	建設局長決裁
令和2年3月31日	一部改定
令和3年3月31日	一部改定
令和4年9月22日	一部改定
令和6年3月13日	一部改定
令和8年3月31日	一部改定
令和8年6月16日	一部改定

(目的)

第1条 この要綱は、本市発注工事の品質確保、並びに、地元中小建設関連業の品質管理能力の向上を図るべく、本市のローカルスタンダードの品質マネジメントシステムであるサッポロQMSの認証取得の促進を図るとともに、認証取得に係る事業主の負担軽減のための助成金交付について必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業主)

第2条 対象事業主は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有するもの）で過去5年の間に札幌市発注工事の契約実績があるもの又は札幌市内に本店を有するもので過去5年の間に札幌市発注業務・役務の契約実績があるもの。
 - (2) 札幌市税に滞納がないもの。
- 2 前項の各号のいずれにも該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものは対象事業主にはならない。
- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - (4) その他交付目的に照らして助成金の交付を受けることが不相当であると市長が認めるもの

(助成の対象)

第3条 前条で定める対象事業主がサッポロQMSを認証取得するためにNPO法人サッポロQMSに、初回審査登録料金及びオプション料金として支払った費用とする。

(助成金額)

第4条 前条に掲げる費用について、予算の範囲内において対象事業主に対して、NPO法人サッポロQMSに支払った金額の半額を助成するものとする。ただし、1対象事業主の助成金の上限を25万円とする。なお、助成対象額には消費税相当額を含まないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、サッポロQMSの認証取得に対する助成

金交付申請書（様式1）に、対象事業主に該当しないものではない旨の誓約をしたうえで、次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 過去5年の間に札幌市発注工事又は業務・役務を受注した契約書（写し）
- (2) サッポロQMS認証取得に係る契約書（写し）
- (3) サッポロQMS構築スケジュール表

2 前項で定める申請は、次の各号に掲げるいずれかの時期に行うものとする。（いずれの場合においても、交付申請を行った年度中に第7条で規定する認証取得完了の報告を行う必要があることに留意すること（第10条で定める場合を除く）。）

- (1) NPO法人サッポロQMSと認証取得に係る契約（以下、「認証取得契約」という。）を締結した年度中に、認証取得が完了する見込みの場合は、認証取得契約後、速やかに行う。
- (2) サッポロQMS構築スケジュール上、認証取得契約を締結した年度中に認証取得が完了しないことが当初から明らかな場合は、認証取得契約を締結した翌年度、速やかに行う。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- (1) 市長は審査の結果をサッポロQMS認証取得に対する助成金交付（不交付）決定通知書（様式2）により直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 対象事業主は助成交付決定を受けた後、助成要件を満たさなくなったときは、速やかに市長に対して書面で報告しなければならない。

（認証取得完了の報告）

第7条 NPO法人サッポロQMSによる審査を終了し、認証取得が認められた対象事業主はサッポロQMS認証取得報告書（様式3）及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。

- (1) サッポロQMSの登録証（写し）
- (2) サッポロQMSの判定結果通知書（写し）
- (3) サッポロQMSの領収書（写し）

（審査及び助成金額の決定等）

第8条 市長は前条に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、助成金交付の決定を受けた又は助成金の交付を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、サッポロQMS認証取得に対する助成金交付決定取消通知書（様式4）により助成金交付の決定を取消ことができ、既に助成金を交付した場合は、期限を定めて、その助成金の返還を請求するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の目的に照らして助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

(審査が次年度に継続する場合の措置)

第10条 第6条に基づく交付決定を受けたのち、NPO法人サッポロQMSによる審査が申請年度中に完了せず次年度に継続する場合で、引き続き助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、サッポロQMSの認証取得に対する助成金交付申請書(継続)(様式5)に次の各号に掲げる書類を添付し、翌年度、速やかに提出するものとする。

- (1) サッポロQMS認証取得に係る契約書(写し)(変更がある場合のみ)
 - (2) サッポロQMS構築スケジュール表(変更後)
- 2 前項に基づく申請があったときは、第6条から第9条の規定を準用して適用する。ただし、様式2とあるのは様式6に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 9月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 9月22日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 6月16日から施行する。